

次期JAバンク中期戦略(2025～2027年度) の全体像と着目点

農林中央金庫から2025年以降3ヵ年の中期戦略が公表された。これを基に、JAバンク運営を通じて農業や暮らし、地域領域の多様なニーズに対し、総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮することを目指す。その取組概要とポイントを整理する。



農林中央金庫
リテール事業本部
JAバンク統括部
リテール戦略グループ

1 JAバンク 中期戦略とは

JAバンク中期戦略とは、JAバンクが三ヵ年ごとに策定する総合的戦略（全国戦略）であり、JAグループの全国大会議案と平仄を合わせて策定しています。

JAバンクは、本戦略に基づき、各県域において地域特性等を踏まえた県域戦略を策定のうえ、全国で一体的な事業運営を行っています。

2 現行JAバンク 中期戦略の実践状況

(1) 現行JAバンク中期戦略の概要

現行JAバンク中期戦略（二〇二二～二〇二四年度）では、「農業・暮らし・地域

領域の多様なニーズに対して、総合事業性を最大限活かした金融仲介機能を発揮」「組合員・利用者からの評価の獲得」が骨子となります。

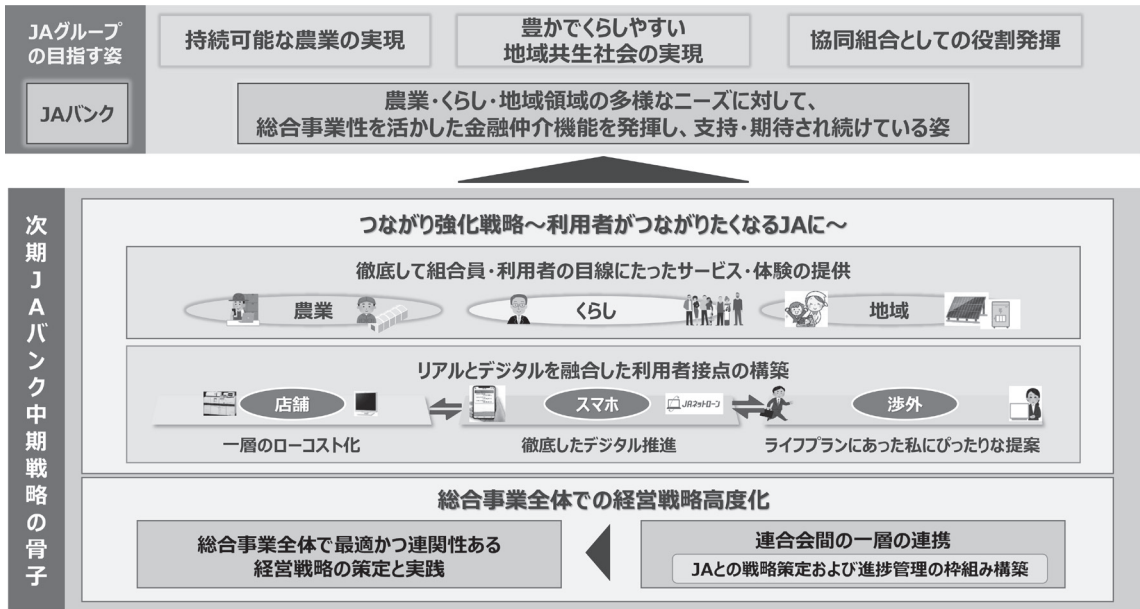
また、各JAの置かれた環境が異なり、早期警戒制度の見直しもJAにも適用されたなかで、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、JA自らが創意工夫ある信用事業の経営戦略を検討・実践していくこととしています。

(2) 金融仲介機能の発揮状況

金融仲介機能の発揮状況について、「事業推進」と「組合員・利用者からの評価」の二つの観点から振り返ります。

まず、「事業推進」においては、JAバンク自己改革で実践している農業融資の取組を筆頭に、着実に実績が積み上がっているものと認識し

〈次期JAバンク中期戦略の全体像〉



ています。

その一方、「組合員・利用者からの評価」の観点では、JAバンク満足度調査の結果を分析すると、資産運用・コンサル等の相談対応やデジタル化に係る組合員・利用者の期待・ニーズが高いことから、今後より一層の取組みを強化していく必要があります。

(3) 信用事業の経営戦略の検討・実践

現在、JAバンクとして、JAの実情に応じた経営戦略の検討、早期警戒制度への対応等に活用するツール「JAバンク経営戦略シート」を展開し、同シートを軸に取組みを進めています。

また、全国連との連携の下、総合事業全体でJA経営を検討・可視化する取組み（収支改善管理シート）も開始し、総合事業全体の中で

「JAバンク経営戦略シート」を位置づけるとともに、多くのJA・県域に取組みが浸透したものと認識しています。しかし、収支シミュレーションの精度および戦略・取組みの実効性については、課題が残っているのが現状です。

3 着目すべき環境変化

国内人口や農業経営体の減少とともに組合員・利用者は減少基調にあり、JA事業・経営・財務（資本）への影響が顕在化しつつあることは、JAバンクとしても喫緊に取り組むべき課題です。

また、コロナ禍を経た社会変容によりデジタル化が急速に進展しているなか、金融機関においても、利用者ニーズの変容を捉えたデジタルチャネル化が急進しています。

解説

令和7年度 税制改正大綱の ポイント



税理士 1級FP技能士 河野 利明
1959年愛媛県八幡浜市出身。1982年
京都大学法学部卒業、日本鉱業株式
会社入社。特殊鋼営業部で対中国貿易
などを担当。1988年税理士登録(東京
税理士会) 河野利明税理士事務所
開設。農林中金アカデミー研修講師。

I 改正の概要

令和七年度税制改正大綱が、令和六年十二月二〇日与党(自民党、公明党)より公表されました。その後、二月二七日に閣議決定の後、法案が通常国会で審議され、例年三月末に可決成立、四月一日に公布・施行される運びとなります。

今回の税制改正は、この「例年」のスケジュールが必

ずしも保証されていないことは周知のとおりです。

なぜなら、大綱を発表した政権与党(自民党・公明党)が衆議院におけるいわゆる「少数与党」である状況から考えると、今後かなりの紆余曲折が予想されるからです。

1 平成三三年度税制改正との関係

今回のように、税制改正の行方が見通せない状況といえ

ば、平成三三年度税制改正が思い起こされます。当時は、いわゆる「ねじれ国会」(衆議院の多数は民主党、参議院の多数は自民党)の状況で、法案審議が進まないなか、東日本大震災の影響もあり、税制改正法案が未成立のまま年度末(三月三十一日)を迎えるという異常事態でした。

毎年の税制改正法案の中には、三月三十一で期限切れを迎える、租税特別措置法上の優遇税制が含まれていて、法案が成立しないと期限切れとなり、優遇が受けられなくなるおそれがあります。

奇しくも、今回の令和七年度税制改正にも含まれている中小法人等の法人税率の軽減の特例が、平成三三年度税制改正法案にも織り込まれていて、期限切れになると軽減税率の本則に戻り、増税になることもあり得たのです。

今回の令和七年度改正で

も、後述Ⅱの「軽減税率を一五%とする特例」の延長が大綱に含まれていますので、もし法案が成立しないと、本則の一九%に戻ってしまうリスクがあります。

2 「つなぎ法」から現在に至るまで

平成三三年度改正の際は、こうした期限切れになる特例のうち、影響が大きいものについて、租税特別措置法の効力を平成三三年六月三〇日まで延長する「つなぎ法」(「国民生活の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」)が平成三三年三月三十一日に成立しました。さらに、税制改正法案を、次の二法案に分離しました。

①期限切れ租税特別措置法の延長など、法案の可決成立が急務であるもの

②相続税の基礎控除の引下げなど、さらなる議論が許容

されるもの

①は、法案の性格上、迅速に審議され、平成二三年六月二二日に国会通過、六月三〇日に公布施行されました。

その後、②については、法人税率（本則）の引下げ（三〇%→二五%）などを織り込んだ「修正法案」が一月三〇日に成立、一二月二日に公布・施行されましたが、当初の法案に織り込まれて、修正法案からは除かれた、相続税の基礎控除の引下げ（五〇〇万円→一〇〇〇万円×法定相続人の数→三〇〇〇万円＋六〇〇万円×法定相続人の数）は一旦廃案となりました。

後に、この相続税の基礎控除の引下げは、安定与党となつた安倍政権の下、平成二五年度税制改正に再度織り込まれ、可決成立、平成二七年一月一日以後に開始した相続から適用開始され、現在に至っています。

令和七年度改正がどのような流れになるか、まったく予断を許さない状況であるところ、本稿においては、今回の税制改正大綱に織り込まれた改正事項の趣旨や詳細について解説します。

Ⅱ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

＝制度の概要＝

内国法人である普通法人に係る法人税率は、原則として二三・二%です。

ただし、普通法人のうち、資本金一億円以下であるものは、各事業年度の所得金額のうち年八〇〇万円以下の金額について、一九%となっており、さらに、租税特別措置法（以下、「措置法」という）により、令和七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については一五%に軽減され

【図表1】法人税率の推移（平成11年4月1日以降）

適用事業年度の開始日		平成 11 年 4月 1 日	平成 21 年 4月 1 日	平成 24 年 4月 1 日	平成 27 年 4月 1 日	平成 28 年 4月 1 日	平成 30 年 4月 1 日	平成 31 年 4月 1 日
基本税率	普通法人 （法人税法 66 条 1 項）	30%		25.5%	23.9%	23.4%	23.2%	23.2%
	公益法人・ 協同組合等 （法人税法 66 条 3 項）	22%		19%				
中小法人等 （注）の軽減 税率 （年 800 万 円以下）	本則 （法人税法 66 条 2 項）	22%		19%				
	特例 （租税特別 措置法 42 条の3の2第 1 項）	18%		15%				

（注）協同組合も適用あり



「年収の壁」見直しによる

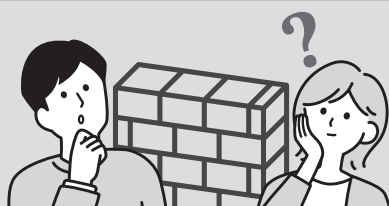
解説

個人と事業者への影響



株式会社 Money & You
取締役 高山 一恵

ファイナンシャルプランナー (CFP®)。1級FP技能士。慶應義塾大学卒業。2005年に女性向けFPオフィス、株式会社エフピーウーマンを設立。10年間取締役を務め、現職へ。全国で講演活動、多くのメディアで執筆活動、相談業務を行い、女性の人生に不可欠なお金の知識を伝えている。明るく親しみやすい性格を活かした解説や講演には定評がある。



令和7年度税制改正大綱における「年収の壁」の改正は、連日、テレビや新聞等、様々なメディアで報道され、多くの人の関心が寄せられています。本稿では、今般の見直しにおけるポイントや個人・事業者への影響を解説します。

年収の壁とは



年収の壁とは、「年収が一定の金額を超えると税金や社会保険料の負担がアップする」というボーダーラインのことを指します。例えば、会社員として働く夫または妻（以下、「扶養者」という）がパートで働く妻または夫（以下、「被扶養者」という）を扶養している場合、被扶養者は税金や社会保険料を負担する必要がありません。しかし、被扶養者の収入が年収の壁を超えた場合、扶養から外れて税金や社会保険料を支払う必要があります。

税法上の壁

税法上の壁は、「超えると税金が増える」壁。被扶養者の税金が増える場合と、扶養

者の税金が増える場合があります。

社会保険上の壁

一方、社会保険上の壁は、「超えると社会保険料が増える」壁。被扶養者であっても扶養から外れて自ら社会保険に加入して、社会保険料を納める必要が出てきます。

「年収の壁」見直しの背景



年収の壁の見直しの背景には、人手不足や家計の負担増、女性の社会進出の妨げなどの課題が挙げられます。

人口減少が加速する日本では、人手不足は深刻な問題ですが、最低賃金の引上げに伴い、パートやアルバイトの方が年収の壁を意識して労働時間を抑える傾向があり、人手不足が深刻化しています。また、年収の壁を超えて働いてしまうと、税金や社会保険料を納める必要が出てくるため、

手取りが減少してしまいます。そこで、働く意欲があるにもかかわらず、働く時間を減らし、就業調整を行う方が少なくありません。

年収の壁を見直すことにより、人手不足を緩和する、働く意欲を高める、収入を増やし、消費を活性化させるなどの効果が期待されています。

見直しの主なポイント



一〇三万円の壁の引上げ

「一〇三万円の壁」は、所得税の支払いが発生するボーダーラインです。パート・アルバイトなどで働き、扶養されている夫・妻・子どもなど（被扶養者）の給与収入が年一〇三万円を超えると、次のような問題が生じ、世帯の手取り収入が減少してしまう可能性があります。

・被扶養者だった本人が所得



税を納める必要がある。

- ・扶養する人（扶養者）が扶養控除を受けられなくなり、所得税・住民税が増加する。
- ・扶養者の勤め先で「配偶者手当」「家族手当」などが支給されなくなる。

これらのデメリットを防ぐために、年収を一〇三万円以下に抑えようとする人が少なくありません。

しかし、このところ、全国的にパート・アルバイトの給が上昇傾向にあるにもかかわらず、年収を一〇三万円以下に抑えようとする、働ける時間が減ってしまいます。また、企業も、働き控えが相次ぐことで、人手不足に陥ってしまいます。何より、世帯の手取りが増えていきません。そのなかで、野党の国民民主党が一〇三万円の壁を「一七八万円の壁」に引き上げること提案。自民・公明・国民民主の三党幹事長間で「一

【図表1】所得税の計算方法

STEP 1

給与年収から、必要経費に当たる「給与所得控除」を差し引き、給与所得を計算する

$$\text{給与年収} - \text{給与所得控除} = \text{給与所得}$$

STEP 2

給与所得から、個々の事情に応じた「所得控除」を差し引いて、課税所得を計算する

$$\text{給与所得} - \text{所得控除} = \text{課税所得}$$

STEP 3

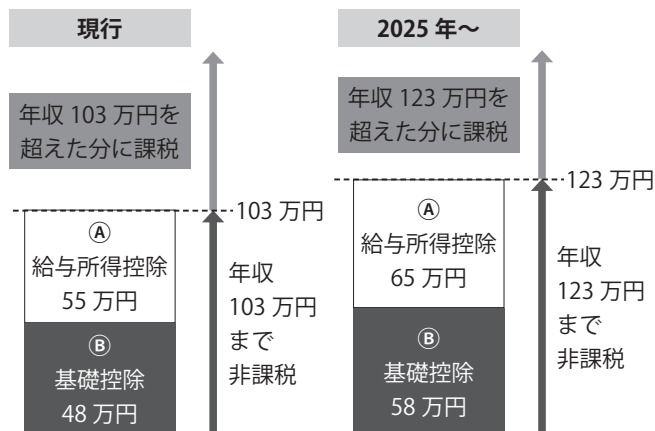
課税所得に応じた所得税率（5～45%）をかけ、その税率に対応する控除額（税額控除額）を差し引いて、所得税額を計算する

$$\text{課税所得} \times \text{所得税率（5～45\%）} - \text{税額控除額} = \text{所得税額}$$

STEP 4

税額控除（住宅ローン控除など）がある場合は、所得税額から直接差し引く

【図表2】2025年以降の「123万円の壁」



（注）単身者・社会保険料なしの場合
 （出所）株式会社 Money & You 作成

〇三万円の壁は一七八万円を目指して来年から引き上げる」と合意しました。

ただ、二〇二五年の税制改正大綱では一七八万円への増加とはならず、結局一二三万円となりました。税制改正大綱には「引き続き関係者間で誠実に協議を進める」とあります。今後、一七八万円まで引き上げられるのか、動向に

注目しましょう。

気になるギモン
 「一二三万円の壁」に引き上げ後、手取りはどうなるの？

結論から言うと、一〇三万円の壁が一二三万円の壁になることで、ほぼすべての働く人の手取りが増加します。

所得税は、図表1の手順で計算されます。今回の年収の壁引き上げが関わるのは、図表

1のSTEP1・2の部分です。

給与所得控除の最低保障額が一〇万円増える

給与所得控除のうち、年収の低い層に適用される「最低保障額」が五五万円から六五万円に増加します（図表2 A）。最低保障額が適用されるのは、年収一九〇万円まで。年収が一九〇万円を超えた場合の控除額は、これまでと